

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
平成30年度第3回保安検査報告書

平成31年2月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1)保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)	1
(2)保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
3. 保安検査結果	1
(1)総合評価	1
(2)検査結果	3
(3)違反事項	9
4. 特記事項	9

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

① 基本検査実施期間

自 平成30年12月 4日(火)

至 平成30年12月10日(月)

(2) 保安検査実施者

横須賀原子力規制事務所

原子力保安検査官 長江 博

原子力保安検査官 飯盛 康博

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目

- ① 核燃料取扱主任者の職務の実施状況
- ② 保安上特に管理を必要とする設備の機能確保の実施状況
- ③ 放射線業務従事者の被ばく管理の実施状況
- ④ 記録の管理の実施状況(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし。

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「核燃料取扱主任者の職務の実施状況」、「保安上特に管理を必要とする設備の機能確保の実施状況」、「放射線業務従事者の被ばく管理の実施状況」及び「記録の管理の実施状況(抜き打ち検査)」を検査項目として、立入り、資料確認及び聴取により検査を実施した。

検査の結果、「核燃料取扱主任者の職務の実施状況」については、核燃料取扱主任者は核燃料取扱主任者免状を有し、核燃料の取扱いに従事した期間が3年以上ある者から専任者として選任されていること、核燃料取扱主任者の代行者についても同様に、核燃料取扱主任者免状を有し、核燃料の取扱いに従事した期間が3年以上ある者から選任されていること並びに原子力規制委員会へ選任に係る届け出を提出していることを核燃料取扱主任者免状、核燃料取扱者経歴書、届け出書等により確認した。

核燃料取扱主任者の職務については、保安規定第19条に定められている、保安上必要な場合には、従業員等に指導・助言することなど、9項目についてそれぞれの職務を遂行した記録を確認し、適切に職務を遂行していることを確認した。

また、核燃料取扱主任者の職務遂行状況について、毎月1回、社長及び保安管理責任者へ報告し、確認を受けていることを「核燃料取扱主任者月次報告書」により確認した。

「保安上特に管理を必要とする設備の機能確保の実施状況」については、保安上特に管理を必要とする設備が、保安規定第31条において、(1)核的制限値を有するもののうち運転制限値を有する設備、(2)熱的制限値を有する設備、(3)閉じ込め機能を有する設備、(4)非常用電源設備、(5)監視用放射線測定器と規定されており、具体的な設備名が、保安規定別表13に定められている。

また、保安上特に管理を必要とする設備は、保安規定第32条により、巡視・点検、施設定期自主検査等により機能を確保することが定められていることから、保安規定別表13に定められた(1)から(5)に属する設備について、巡視・点検で確認する機能確保に係る項目及び、施設定期自主検査等で確認する設備の機能試験の内容等について、社内規程及び実施記録を確認することにより、その設備が有する機能が確保されていることを確認した。

「放射線業務従事者の被ばく管理の実施状況」については、放射線業務従事者の指定において、「放射線業務従事者指定登録・解除手順」に基づき、放射線業務従事者としての従事歴、過去の被ばく歴等により確認し、安全管理課長の許可後、指定していることを「放射線業務従事者指定登録申請書(社員用)」等により確認した。放射線業務従事者の線量の評価及び通知については、保安規定第49条第2項に基づき、保安基盤課長は放射線業務従事者に対して外部被ばく線量の測定及び内部被ばくによる線量の評価に用いるデータの測定を実施し、安全管理課長へ報告していることを「外部被ばく線量測定報告書」等により確認した。さらに、安全管理課長は、外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を評価し、放射線業務従事者に通知していることを放射線管理記録等により確認した。また、被ばくの低減措置については、保安規定第50条に基づき、管理区域への入域、作業に応じた保護具の着用等について手順が定められ、非定常作業においては、担当課長が計画書を策定し、放射線管理ユニット長が確認し指導助言していることを工事計画書等により確認した。さらに、排気ダクトに係る不適切な保守管理の不適合処置として実施された第1加工棟の第1種管理区域の複数の排気系の停止に関連して、第1種管理区域へ立入る際は、防じんマスク着用が指示されていることを「ダクト開口事象による対応指示について」等により確認した。また、管理区域への入域における保護具の着用状況について、巡視・点検時に確認していることを聴取により確認した。

「記録の管理の実施状況(抜き打ち検査)」については、抜き打ち検査として、作成及び管理すべき記録について、保安規定第97条に基づき、保安規定別表18に定められた保安に関する記録における記録事項を、抽出して確認し、記録名称が手順で明確に定められ対応づけられていることを手順書により確認した。また、保安規定第97条に基づき、記録

すべき時期、記録・保存責任者、保存期間等が定められていることを手順書により確認した。保安に関する記録の作成においては、保安規定第97条に基づき、記録を適正に作成する手順が定められ、手順どおり実施されていることを、手順書及び現物により確認した。保安に関する記録の管理においては、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄にあたり、担当課において管理台帳により管理し、管理手順が定められ、手順どおり定められた期間保存されていることを現地にて確認した。また、保安に関する記録の識別としてファイルへの記録名の記載等が実施されていることを現物にて確認した。

検査の結果、選定した検査項目に係る保安活動は問題のないことを確認した。

保安検査期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの運転管理状況の聴取、記録の確認、加工施設の巡視を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。

(2) 検査結果

1) 基本検査結果

① 核燃料取扱主任者の職務の実施状況

核燃料取扱主任者は、加工施設の保安の監督を行う専任者として加工施設の安全確保に係る重要な役割を担っていることから、選任及び職務の実施状況について確認した。

核燃料取扱主任者の選任及び職務については、「保安管理組織職務規程」及び「核燃料取扱主任者職務手順」に規定されており、これらの社内規程に基づき2018年4月1日に選任された核燃料取扱主任者を対象として、選任及び職務が適切に実施されているかについて確認した。

確認の結果、核燃料取扱主任者は核燃料取扱主任者免状を有し、核燃料の取扱いに従事した期間が3年以上ある者から専任者として選任されていること、また、核燃料取扱主任者の代行者についても同様に、核燃料取扱主任者免状を有し、核燃料の取扱いに従事した期間が3年以上ある者から選任されていることを、「核燃料取扱主任者免状(核取:昭和63年5月25日、代行:昭和59年4月23日)」、「核燃料取扱主任者等経歴書(核取:平成30年3月29日、代行:平成30年3月29日)」により確認した。また、原子力規制委員会へ選任に係る届け出を提出していることを「核燃料取扱主任者の選任・解任届(平成30年4月9日)」により確認した。

保安規定第19条に定める核燃料取扱主任者の職務のうち、保安上必要な場合には、社長及び保安管理責任者に対し意見を具申することについては、選任後から現在までの期間では該当する事案がなかったことを「核燃料取扱主任者月次報告書(2018年4月度～2018年10月度)」及び聴取により確認した。

所管官庁が法に基づいて実施する検査に原則として立会うことについては、平成30年度第1回、第2回及び第3回保安検査に立会ったこと及び平成30年11月12日、13日に気体廃棄設備を対象として実施された平成29年度施設定期検査「濾過装置の性能確認検査」に立会ったことを、核燃料取扱主任者月次報告書及び平成29年度施設定期検査受検要領により確認した。法に基づく報告を確認することについては、「放射線業務従事者線量等報告書平成29年度分」、「平成30年度上期放射線管理報告書」の内容を確認していることを、関連する文書伺書により確認した。

保安上必要な場合には、従業員等に指導・助言することについては、平成30年9月に開催された放射線安全委員会において、審議項目「水素ガス貯槽No. 5、6窒素置換作業」の申請部署に対して、「水素ガス貯蔵・配管の窒素置換作業において、作業完了後の水素濃度測定結果を機能確認結果として報告すること」との指導・助言を、また10月の審議項目「製造2課作業資格認定計画」の申請部署に対して、「作業計画の変更、作業者の異動が多くなっていることから、作業資格認定計画を適宜見直し、作業開始前に確実に作業教育を実施すること」との指導・助言をしていることを、核燃料取扱主任者月次報告書(9月度、10月度)により確認した。

保安に係る各種計画等の審査の実施については、保安教育計画、初期消火活動計画及び非常時の訓練計画の作成にあたり審査を実施していることを「法令等による教育訓練計画(2018年4月1日～2019年3月31日)」により確認した。

核燃料取扱主任者の職務遂行状況については、毎月1回、社長及び保安管理責任者に報告し、確認を受けていることを「核燃料取扱主任者月次報告書(2018年4月～10月)」により確認した。

また、核燃料取扱主任者が不在時においても、直ちに代行者が職務を遂行できることについて確認したところ、日常の職務については、口頭、メールで情報共有を実施していること、放射線安全委員会における社長諮問案件の審議状況等の重要事項については、核燃料取扱主任者月次報告書により連絡していることを「核燃料取扱主任者職務手順」及び「核燃料取扱主任者月次報告書」により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

② 保安上特に管理を必要とする設備の機能確保の実施状況

本検査項目は、保安規定別表3に示された「保安上特に管理を必要とする設備」に対する機能確保の実施状況について確認した。

保安上特に管理を必要とする設備は、保安規定第31条において各設備が有する機能別に、a 核的制限値を有するもののうち運転制限値を有する設備、b 熱的制

限值を有する設備、c 閉じ込め機能を有する設備、d 非常用電源設備、e 監視用放射線測定器と定められている。

- a 核的制限値を有するもののうち運転制限値を有する設備については、当該設備のうち、核的制限値としてウランの濃縮度別にバッチ限量を定め、運転操作による管理を実施するものについては、保安規定第33条 臨界安全管理において、操作上の留意事項を手順書等に規定し、放射線業務従事者に遵守させ十分な対策を講じることが求められている。同条には具体的な対策の例として、操作実施前後に、担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者により、核的制限値が遵守されていることを核燃料物質の秤量又は記録により照合等を行うことにより確認することが規定されている。

このため、当該規定に該当する製造1課のペレットプレス設備を抜取対象に選定して、操作手順を確認したところ、当該設備へのウラン粉末投入の前後において、担当放射線業務従事者と担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者が、独立にウラン粉末の秤量結果を確認することで、核的制限値であるバッチ限量を遵守する手順となっていること、また実施した操作については操作記録を作成していることを「製造1課における核燃料加工施設の操作記録及び保守記録手順」及び「操作記録及び保守記録(第2加工棟・第2成型室・加圧成型設備と附属設備)」により確認した。

また、当該設備の機能確保のために、巡視・点検では、操作前に秤量器が正常であることを標準分銅を用いて確認していることを「製造1課における核燃料加工施設の操作記録及び保守記録手順」及び「操作記録及び保守記録(第2加工棟・第2成型室・加圧成型設備と附属設備)」により確認した。また、秤量器の校正を1回/年の頻度で実施していることを「計測機器精度管理規程」及び「計測機器管理月報」により確認した。

- b 熱的制限値を有する設備は、第2加工棟の成型施設の焼結炉及び化学処理施設の酸化還元炉が該当すること、保安規定別表5に熱的制限値として、焼結炉は1,850°Cが、また、酸化還元炉は1,000°Cが定められていることを確認した。熱的制限値を遵守するために、加工設備を加熱操作する場合は、炉内の温度があらかじめ設定された温度に到達した時点でインターロックが作動し、熱的制限値を超えないようにヒーターを切断することを「焼結炉の施設定期自主検査手順その2(過加熱防止)」及び「酸化還元設備の施設定期自主検査手順その2(過加熱防止)」により確認した。また、当該設備の機能確保のために、巡視・点検では、昇温前に警報発報の確認、インターロック温度設定値の確認を実施し、運転中は温度表示、温度チャートの確認・記録を実施していることを「製造1課における核燃料加工施設の操作記録及び保守記録手順」及び「操作記録及び保守記録(第2加工棟・第2成型室・加圧成型設備と附属設備)」により確認した。また、施設定期自主検査として「過加熱防止のインターロック作動試験」を1回/年の頻度で実施し、

設定温度以上に上がらないことを確認していることを「焼結炉の施設定期自主検査その2(過加熱防止)」、「酸化還元設備の施設定期自主検査手順その2(過加熱防止)」及び「保安規定第6章第2節 施設定期自主検査に基づく検査記録」により確認した。

c 閉じ込め機能を有する設備は排気用送風機が該当すること、また当該設備の機能確保のために、巡視・点検では、外観に異常のないこと、核燃料加工施設を操作する場合は、核燃料物質の漏えいがないように、始業前点検等により異常の有無を確認していること、核燃料施設を運転するときは、第1種管理区域の内部を負圧に保つため、給排気設備を運転・管理していることを「給排気設備の保安規定に定める点検・検査要領及び手順」及び「操作記録及び保守記録(閉じ込め機能を有する設備)」により確認した。また、施設定期自主検査「第1種管理区域の負圧確認検査」を1回/年の頻度で実施し、第1種管理区域の負圧が所定の値であることの確認をしていることを「給排気設備の保安規定に定める点検・検査要領及び手順」及び「第1種管理区域の負圧確認検査記録」により確認した。

d 非常用電源設備は、ガスタービン発電機及び無停電電源装置が該当することを確認した。ガスタービン発電機の機能確保のため、巡視・点検では、外観点検により亀裂、損傷、燃料、潤滑油の漏れがないことを確認していることを「非常用発電機・設備の保安規定に定める点検・検査要領及び手順」及び「操作記録及び保守記録(非常用電源設備)」により確認した。また、施設定期自主検査として、1回/月の頻度で性能検査が実施され、自動起動時の電圧確立時間、電圧及び周波数を確認していること、また1回/年の頻度で総合検査が実施され、同様に自動起動時の電圧確立時間、電圧及び周波数を確認していることを「非常用発電機・設備の保安規定に定める点検・検査要領及び手順」及び「非常用発電機の作動検査記録(非常用電源設備)」により確認した。

また、無停電電源の機能確保のために、巡視・点検では、外観点検により亀裂、損傷、液の漏れがないことを確認していることを「直流電源装置の保安規定に定める点検・検査要領及び手順」及び「操作記録及び保守記録(非常用電源設備)」により確認した。更に、施設定期自主検査として、1回/月の頻度で性能検査が実施され、電圧を確認していること、また1回/年の頻度で総合検査が実施され、所定の時間後に電圧を確認していることを「直流電源装置の保安規定に定める点検・検査要領及び手順」及び「無停電電源の作動検査記録(非常用電源設備)」により確認した。

e 監視用放射線測定器は、排気監視用ダストモニターが該当し当該設備の機能確保のため、巡視・点検では監視盤の表示、制御盤の表示、記録計の動作、表示、ろ紙送りが正常であること等を確認していることを「監視用放射線測定器及び放射線管理施設の操作・保守記録手順」及び「監視用放射線測定器の操作・保守記録」により確認した。また、施設定期自主検査として、1回/月の頻度で性能

検査が実施され、警報器が作動することを確認していること、また1回／年の頻度で総合検査が実施され、設定値以上を知らせる警報器が作動することの確認をしていることを「保安規定に係る保安基盤課(放管)の施設定期自主検査手順」及び「保安規定第6章第2節「施設定期自主検査」に基づく検査結果」より確認した。また、使用されているZnSシンチレーション検出器は、1回／年の頻度で校正されていることを、「計測機器精度管理規程」及び「計測機器管理月報」により確認した。

なお、平成29年度第3回の保安検査で確認された排気ダクトに係る不適切な保守管理の保安規定違反(監視)に対する予防措置として、安全機能を有する設備・機器等に調査範囲を拡大し、当該安全機能を確保するために必要な設備・機器等の特定と点検の実施状況、安全機能を維持するために必要な保守管理の方法を定めた設備管理規程の作成の進捗状況について確認した。その結果、安全機能を有する設備・機器等の重要度の設定が10月に終了していること、安全機能を有する設備・機器等の特定と点検の実施状況の確認が11月に終了していること、更に安全機能を有する設備・機器等の保守管理方法を定めた設備管理規程に基づく保全活動を1月から試行的に実施する計画であること等を聴取及び「施設の保守管理方針と今後改善すべき項目のロードマップ」により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

③ 放射線業務従事者の被ばく管理の実施状況

本検査項目は、排気ダクト開口事象により排気システムを停止した状況下での設備等の巡視・点検、施設定期自主検査等の業務が実施されていることから、放射線業務従事者の被ばく管理の実施状況等について確認した。

検査の結果、保安規定第47条に基づき、管理区域に立ち入る者を、放射線業務従事者と管理区域一時立入者に区分していることを「放射線管理規程」及び「管理区域への立入りと退出管理規程」により確認した。また、放射線業務従事者の指定については、「放射線業務従事者指定登録・解除手順」に基づき、放射線業務従事者としての従事歴、過去の被ばく歴、保安教育の実施状況、一般及び特殊健康診断結果等により確認し、安全管理課長の許可後、放射線業務従事者の指定を行っていることを「放射線業務従事者指定登録申請書(社員用)」「放射線業務従事者指定登録申請書(社外員用)」等により確認した。

放射線業務従事者の線量限度について、保安規定第48条に基づき、別表7に実効線量限度及び等価線量限度が定められ、安全管理課長はこれらの線量限度を超え、又は超えるおそれがあると判断した場合は、環境安全部長を通じて社長に報告し、社長から当該放射線業務従事者の管理区域への立入り禁止を指示すること

が定められていることを「放射線管理規程」により確認した。線量の評価及び通知については、保安規定第49条第2項に基づき、保安基盤課長は放射線業務従事者に対して外部被ばく線量の測定を個人線量計等で3ヶ月に1回(妊娠中の女性は1ヶ月に1回)以上実施し、また第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者に対して、内部被ばくによる線量の評価に用いるデータの測定を空气中放射性物質濃度により1ヶ月毎に実施し、立入時間を記録していることを、「個人被ばく管理規程」、「被ばく線量評価方法」、「外部被ばく線量測定報告書」、「空气中放射性物質濃度測定結果(定置式エアサンプラ;内部被ばく評価用)」及び管理区域入退管理システムの記録により確認した。加えて保安基盤課長は、測定した結果を安全管理課長へ報告していることを確認した。さらに、安全管理課長は、外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を評価し、環境安全部長、産業医等による被ばく実績の確認を受けるとともに、放射線業務従事者に通知(社外員にあつては当該事業者を通じて通知)していることを「2018年度第2四半期放射線管理記録」「線量通知書」により確認した。

また、被ばくの低減措置について、保安規定第50条に基づき、管理区域への入域における保護具の着用について手順が定められ、さらに特別な放射線防護措置が必要な成型機等のクリーンアップ作業等について追加された手順が定められており、非常作業においては、計画段階において担当課長が計画書を策定し、放射線管理ユニット長が確認し指導助言していることを「管理区域への立入りと退出管理規程」、「特別の措置を講じる管理区域への入域手順」、工事計画書により確認した。さらに、排気ダクトに係る不適切な保守管理の不適合処置として実施された第1加工棟の第1種管理区域の複数の排気系の停止に関連して、第1加工棟の第1種管理区域へ立入る際に、防じんマスク着用が、当初は放射線管理ユニットからメールにより指示され、その後保安管理課から指示されていることを、「ダクト開口事象による対応指示について」等により確認した。また、管理区域への入域における保護具の着用状況について、巡視・点検時に確認していることを聴取により確認した。

線量告示第4条定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染が床、壁等に発見等された場合は、保安規定51条に基づき、発見者等は汚染拡大等の応急措置を講じるとともに、担当課長、保安基盤課長等に報告し、保安基盤課長は立入規制の指示等の初動対応を実施することが定められ、実施されていることを「施設・機器の表面密度の測定」手順及び聞き取りにより確認した。さらに、保安基盤課長は担当課長に汚染の除去等の指導助言を実施し、担当課長は、汚染の除去等を実施し、保安基盤課長の確認を受ける手順が定められ実施されていることを「施設・機器の表面密度の測定」手順、記録等により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

④ 記録の管理の実施状況(抜き打ち検査)

保安規定第97条で定める別表18の保安に関する記録について、各記録事項が対応する記録名称との関係で明確化され、適正に作成され、定められた期間保存されているかについて抜き打ちで確認した。

検査の結果、作成及び管理すべき記録について、保安規定第97条に基づき、保安規定別表18に定められた保安に関する記録における記録事項を、加工施設が稼働した工程に着目し、抽出して確認したところ、記録事項「加工施設の操作開始及び操作停止の時刻」に対して粉末工程における設備ごとの「操作記録及び保守記録」等の記録名称が手順で明確に定められ対応づけられていることを「保安に関する記録の管理・確認手順」により確認した。また、保安規定第97条、保安規定別表18及び「保安品質保証計画書」に基づき、記録すべき時期、記録・保存責任者、保存期間、核燃料取扱主任者による確認の頻度等が定められていることを「保安に係る記録・報告規程」における保安に関する記録、「保安に関する記録の管理・確認手順」における別表18相当纏め表、保安記録リストにより確認した。

保安に関する記録の作成においては、記録が意図的な改ざん等不正行為が行われず適正に作成し管理されているかの視点から確認したところ、保安規定第97条及び「保安品質保証計画書」に基づき、記録の修正及び追加要領等記録を適正に作成する手順が「保安に関する記録の管理・確認手順」に定められ、手順どおり実施されていることを、製造1課の粉末工程における「操作記録及び保守記録(酸化ウラン取扱室・粉末処理設備と付属設備)」等の現物により確認した。保安に関する記録の管理においては、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄にあたり、担当課において記録名称、保存期間、保存場所等が記載された管理台帳により管理し、記録を収納庫に保存、施錠管理すること等の管理手順が「保安に関する記録の管理・確認手順」に定められ、手順どおり定められた期間保存されていることを、製造1課、製造2課及び品質保証部における管理台帳、記録が保管されている書庫、紙ファイル、電子媒体等を抽出して現地にて確認した。また、保安に関する記録の識別として紙ファイルへの記録名の記載等が実施されていることを現物にて確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

(3) 違反事項

なし。

4. 特記事項

なし。

保安検査日程

月 日	12月3日(月)	12月4日(火)	12月5日(水)	12月6日(木)	12月7日(金)
午 前		<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ○保安上特に管理を必要とする設備の機能確保の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○放射線業務従事者の被ばく管理の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○核燃料取扱主任者の職務の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○保安上特に管理を必要とする設備の機能確保の実施状況
午 後		<ul style="list-style-type: none"> ○保安上特に管理を必要とする設備の機能確保の実施状況 ●運転管理状況の聴取、記録確認 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○放射線業務従事者の被ばく管理の実施状況 ●運転管理状況の聴取、記録確認 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○核燃料取扱主任者の職務の実施状況 ●運転管理状況の聴取、記録確認 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○保安上特に管理を必要とする設備の機能確保の実施状況 ●運転管理状況の聴取、記録確認 ●チーム会議 ●まとめ会議

注記) ○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程

月 日	12月10日(月)	12月11日(火)	12月12日(水)	12月13日(木)	12月14日(金)
午 前	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ◇ 記録の管理の実施状況(抜き打ち検査) 				
午 後	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 記録の管理の実施状況(抜き打ち検査) ● 運転管理状況の聴取、記録確認 ● 加工施設の巡視 ● チーム会議 ● まとめ会議 ● 最終会議 				

注記) ○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等